

社会貢献優良企業優遇制度（地域活動貢献企業認定事業）

福岡市では、企業の社会や市・地域への貢献活動を評価し、当該社会貢献活動の促進及び本市事業の推進を図ることを目的として、社会貢献度の高い地場企業(社会貢献優良企業)に対して優先指名する等の優遇制度を設けております。

令和5年度より、「地域活動貢献企業」に認定された企業を、新たに社会貢献優良企業に含めることにしました。

以下のとおり、令和5年度の「地域活動貢献企業」の認定申請を受け付けますので、申請をお待ちしております。

対象企業

地場企業（福岡市内に本店を有する企業）であって、「令和4・5・6年度競争入札有資格者名簿」に登録の企業が対象となります。

認定要件

「認定のぼり旗」

もれなく
プレゼント！

1,800mm
×
600mm



ふくおか共創パートナー企業に登録された企業であって、次のいずれかの取組みを行っている企業について認定します。

①	令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間において、自治協議会や自治会・町内会が実施する地域活動に対し、 雇用主が従業員を参加させた実績がある
②	令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間において、自治協議会や自治会・町内会が実施する地域活動に対し、 所有又は占有する不動産を無償又は有利な条件で貸与した実績がある
③	申請日時点において、 従業員に地域活動への参加を促すための勤務条件（有給休暇制度など）が整備されている

「ふくおか共創パートナー企業」について

地域と一緒にまちづくりに取り組む企業等を市が登録し、その取組みを市ホームページで紹介する制度です。申請はインターネットから簡単に行えます。
(右の二次元バーコードから市HPへリンクします)



申請受付期間

- ・令和5年11月1日から令和5年11月30日まで

認定期間

- ・令和6年1月4日から令和8年7月31日まで

申請方法

認定申請書に、下表に記載する認定要件ごとの挙証資料を添付し、メール・郵送・持参のいずれかの方法で提出

※認定要件①②による申請の場合は、事前に地域へご説明のうえ、申請書に地域の代表者の署名が必要です

認定要件	挙証書類	例
①	取組みを行ったことが確認できる書類	当日の写真、実施報告書、事業計画書等
②	取組みを行ったことが確認できる書類	当日の写真、実施報告書、事業計画書等
③	制度内容が確認できる書類	就業規則、従業員向け制度説明資料等

※申請書類は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/community/life/tiikikatudoukoukenkigyouninteijigyou.html>

提出先・お問い合わせ先

福岡市 市民局 コミュニティ推進部 コミュニティ推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 - 8 - 1 (市役所7階)

電話 : 092-711-4286 メール : community.CAB@city.fukuoka.lg.jp